

# 資格喪失後の無資格受診にご注意ください 退職したとき、被扶養者でなくなったときは 必ず保険証を返却してください

退職などにより当組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、  
退職日の翌日（資格喪失日）から、当組合の保険証は使えません。

**もし誤って  
保険証を使ってしまったら  
当組合が負担した  
医療費を  
返還していただきます**

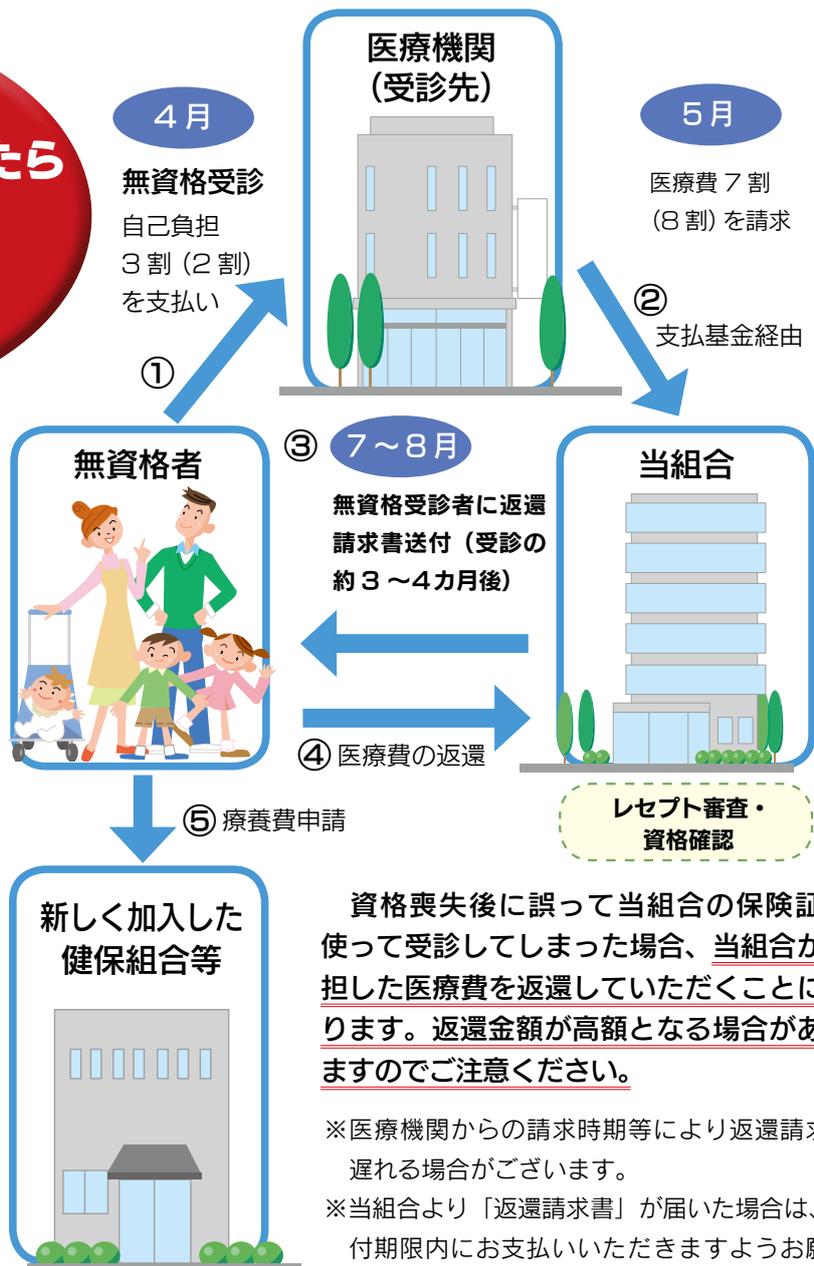
**(例)返還請求までの流れ**

※4月に無資格受診を  
してしまった場合

**当組合に  
返還請求分を  
お支払い  
いただいたら**

返還請求分をお支払いいただいた後、受診日に加入している他の健保組合等に療養費申請を行うことで、返還金額分を受給できる場合があります。

詳細は、新しく加入した健保組合等へお問い合わせください。



資格喪失後に誤って当組合の保険証を使って受診してしまった場合、当組合が負担した医療費を返還していただくことになります。返還金額が高額となる場合がありますのでご注意ください。

※医療機関からの請求時期等により返還請求が遅れる場合がございます。

※当組合より「返還請求書」が届いた場合は、納付期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。

誤って保険証を使用した後、すぐに新しい保険証を受診した病院等の窓口で提示して、保険証が変更となったことをお伝えください。新しい保険証を提示することで、病院等からの請求が新しく加入した健保組合等に変更される場合があります。この場合、上記のような手続きは不要となります。

◎本来支払う必要のない資格喪失後の受診により発生した医療費を、当組合が立て替え払いしております関係上、恐れ入りますがお支払いいただくまで厳正に対処させていただきますので、ご了承ください。